

税制調査会（第14回総会）議事録

日 時：平成29年11月 1 日（水）15時00分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館11F ー共用第 1 特別会議室（1113号室）

○中里会長

それでは、時間となりましたので、第14回の税制調査会を開会いたします。

前回の総会では、有識者の方からICT化を踏まえた経済・社会の現状等についてのヒアリングを行うとともに、経済社会の構造変化に対して、個人所得課税の側面からの対応のあり方について御議論をいただきました。

本日の会議の進め方ですけれども、前々回、第12回の総会において、前半の「税務手続の電子化等について」の議論が白熱し、国際課税の時間がやや短くなってしまったので、最初に事務局から国際課税について補足の御説明をいただきます。そして、委員の皆様は質疑応答をしていただく時間を設けたいと考えています。

その後、これまでの総会で「経済社会の構造変化に対する税制の対応」として議論してきた「税務手続の電子化」や「個人所得課税のあり方」について、いくつか宿題を頂戴いたしましたので、その点などに関して事務局から御説明いただいた後、フリーディスカッションに移らせていただきたいと思います。

本日は、資料を紙ベースで配付しておりますので、お手元の資料を御参照いただくようお願いいたします。

それでは、大変申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、最初の議題である「国際課税」についての補足説明を事務局にお願いしたいと思います。

主税局の細田国際租税総合調整官、よろしく御願いたします。

○細田主税局国際租税総合調整官

総14ー1の資料に基づき御説明をさせていただきます。この資料は前回の資料と同じものです。目次をご覧ください。前回御説明いたしましたように、前半は国際的な取組みの状況、後半は国内での取組みの状況を御説明させていただきました。国内での取組みとして、BEPS防止措置のうち租税条約に関する措置を租税条約に反映するための多数国間条約に日本が署名をしました。その中に含まれるBEPS行動7ですが、恒久的施設の人為的な認定回避への措置については、恒久的施設の規定について租税条約を改定するだけでなく国内法にも同様の規定がありますので、こうした国際的な動きを踏まえ、国内法でも対応を検討する必要があるのではないかという問題意識を御紹介させていただいたところです。

その上で、本日は、前回駆け足になった17ページ以降からお話をさせていただきます。資料の17ページをご覧ください。

昨年の税制調査会の御審議で国際課税について論点整理を行っていただきまして、基本的な視点、また、制度設計に当たっての留意点をまとめいただいたところです。これについて、これから御説明させていただきます。

この論点整理では、国際課税制度を見直すに当たっての基本的な視点としまして、日本企業の健全な海外展開や国際競争力の向上という観点、これとあわせて租税回避の防止という観点、このバランスをとりながらBEPSプロジェクトへの合意事項を着実に進めていくべきという御指摘をいただいたところです。その上で、個別の制度設計についてもいくつか指摘をいただいております。そのうち、外国子会社を使った租税回避に対応するために設けられています外国子会社合算税制については、いただいた指摘に沿った形で平成29年度税制改正で見直しを行って、来年4月からの施行に向けて準備を進めているところです。

また、その他の課題として3つ御指摘をいただいておりますが、17ページの下の方の枠内に書いていますように、昨年の年末に取りまとめられました与党の税制改正大綱でも同様の指摘をいただいております。具体的には3つありまして、1つ目は移転価格税制で、特に無形資産を評価するための所得相応性基準の導入について。2つ目に、利子が損金算入されることを使った利益移転の対応ということで、過大支払利子税制をどうしていくのか、3つ目に、タックスプランニングの義務的開示制度、この3つについて今後の課題として御指摘をいただいております。

この3つについて御紹介をさせていただきます。18ページをご覧ください。まず、移転価格税制についてですが、これは制度としては独立企業原則に基づいて独立企業間価格との比較で利益の移転が適正か判断する制度です。この制度については租税回避防止措置という側面とともに、国家間の関係で見れば課税権の配分という側面がありますので、納税者にとっても税務当局にとっても重要な問題であります。その中でも特に最近、無形資産取引を巡る問題が関心を集めているということで、BEPSプロジェクトも取り上げられています。

19ページをご覧ください。この無形資産取引の状況を見ますと、例えば知的財産権の受取り等については世界中で拡大をしていますし、また、下のオレンジの棒グラフにありますように、日本においてもネットの知的使用料の受取額は年々増加しています。日本経済における重要性が高まっているという状況です。

また、右側のグラフにあります。移転価格税制において問題となる無形資産関連の取引がどの程度あるか、これ自体は統計がありませんが、参考で国税庁から毎年公表されています二国間の相互協議の状況を見ますと、事前に算定方法の確認を求められたような事案における無形資産取引の処理件数が平成13年度は11件ぐらいのところから21年度には39件に増加しています。平成22年度以降では、その協議全体の数字に

なりますけれども、これも22年度に51件から27年は61件ということで増加しています。

他方、この無形資産の取引と移転価格税制の関係をみますと、上の2つ目の丸ですが、色々難しいところがありまして、無形資産の権利の移転があったかどうかの判断が難しいケースがあるということや、無形資産を評価するに当たっても、外部に比較可能な対象がない場合が多いことや、納税者と税務当局の間での情報の所有量を見ますと、どうしても独自の新たに発明された知的財産ですので、税務当局になかなか情報が無く、独立企業間価格を算定しようとしても、従来の手法を使うことが難しいという状況になっています。

20ページをご覧ください。こうしたことを背景に、BEPS行動計画8では、無形資産取引に係る移転価格ルールに着目した議論が行われており、特に③にありますけれども、評価困難な無形資産の独立企業間価格を考える際には、アメリカやドイツで導入されているような所得相応性基準と言われる、取引時点で評価が困難な無形資産については、一定の場合には実現した利益に基づいて事後的に評価することで対応しようということをお勧めしているところです。

21ページにはBEPS報告書で所得相応性基準は具体的にどのような制度であるかを示していますが、こうしたBEPS勧告の内容ですとか、また諸外国では例えばイギリスなどでも最近導入をしているという動きもありますので、こうした動きを見ながら、日本における導入の可能性を含めて移転価格税制の見直しを検討していく必要があると考えています。

2つ目の過大支払利子税制ですけれども、22ページ以降ですが、これはBEPS行動計画4に利子控除制限ルールとしてまとめているものです。これは、利子が損金算入されることを利用して利益移転をすることによって租税回避を行うこと、これへの対応ということで、損金算入が可能となる利子の範囲を過大とならないように制限するものです。

資料の23ページと24ページの上にBEPS行動計画での勧告、下に日本の制度を並べていますが、例えば、これは左側のボックスで示している調整された所得の一定割合までを損金算入として認めるという制度ですが、BEPS勧告であれば10から30パーセントの範囲であるのに対して、下にありますように日本の制度は50パーセントまで認めるということで、概してBEPS勧告の内容は日本の制度より厳しいものとなっております。従って、BEPS勧告を踏まえて、今後、日本の過大支払利子税制の制度をどのように見直すのか検討が必要と考えています。その際には、企業活動の実態を見ておかなければいけないでしょうし、諸外国における検討状況も見ていく必要があります。

諸外国の制度を参考までに25ページにつけています。例えばイギリスでBEPS勧告に沿った制度改正案が審議中であることや、EUにおいても2018年末までに加盟国に対応を義務付けるEU指令案が採択されています。

3つ目に、26ページですが、タックスプランニングに関する義務的開示制度です。

これはBEPSプロジェクトの一つの柱であります「企業の活動に関する透明性向上」に資する措置として議論されたものです。これによって、行き過ぎた租税回避スキームを早期に情報把握できる、また、そうしたスキームをけん制、抑制できるということで導入してはどうかと勧告されているところです。

BEPS勧告では、ここにありますように諸外国の制度を参考として複数の選択肢を示しております。27、28ページにその内容についてまとめていますが、例えば、開示対象の取引をどうするのかということがあります。27ページにありますように、一般基準とありますが、厳しい守秘義務がついている、成功報酬などを求める、こういった条件がついているようなものを対象とするとか、個別基準とありますが、いわゆる租税回避リスクが高いようなものを対象にする、また、その前提として、主な便益が税務上の利益を得ることであるかどうか、こうした条件を組み合わせて報告を求めているかどうかというものです。開示の義務者については、会計士などのプロモーターと呼ばれる人たちに開示を求めるのか、また、一定の場合には納税者も対象にするのかといったことが示されています。

アメリカやイギリスの例を29ページに示しています。先ほどの選択肢にあったように開示義務者と開示対象の取引など、27ページに沿ったような形になっています。これを見ますと、その射程は必ずしも国際的な取引に限られず、国内取引も対象に含まれています。こうしたBEPS勧告の内容や諸外国の動向、EUなどでは各EU加盟国に導入を義務付ける指令案なども現在議会で議論されていると聞いておりますので、こうした諸外国での議論なども参考にしながら、日本における制度の導入の可否について検討していきたいと思っております。

こうした中期的な課題として御指摘いただいている論点がありますので、これにつきまして先ほどの論点整理でもありましたように、日本企業の健全な海外展開や国際競争力の向上、また、租税回避の防止、この2つの観点のバランスをうまくとりながら、諸外国の状況や企業活動に与える影響、また税務当局との実務上の要請といった観点も踏まえて議論していきたいと考えています。これらにつきまして御意見等をいただければと思っております。

○中里会長

細田調整官、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問あるいは御意見等があればお願いします。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今、伺った中で中期的に取り組むべき課題として移転価格税制、過大支払利子の問題、最後に義務的報告の3つありましたが、このうちの移転価格税制については、少しずつ詰めた議論を主税局等で展開していただきたいと思っております。特に無形資産とい

う用語が初めて出てきていますが、これまでこういった定義は置いていなかったのですけれども、そういったものを積極的に定義して、その無形資産に対して新たなルール、特に定期的調整と呼ばれるような移転価格の算定方法を適用していくことになる、かなり慎重な議論をして、どの範囲で定期的調整を行うのかといった問題が出てくるだろうと思います。あまり技術的なお話を総会場ですることもないかもしれませんが、この一つ一つは大切に重要な論点を含んでいて、慎重な議論が必要であろうと思われま

す。利子控除の制限ルールですが、こちらについては、今の法人税は、基本的に支払利子は費用であるという原則があって、そこでの折り合いが必要になると思います。しかし、利子控除をやり過ぎて利子の形で本来利益であるようなものが、例えば軽課税国に持っていかれてしまう、こういったことを懸念して設けるルールだろうと思います。BEPSの議論はどちらかといえば攻めの議論という印象を私は受けていますけれども、日本は過大支払利子税制の他、過少資本税制というのもありまして、利子控除については一定の制度をこれまで適用してきたところですので、そういう点との関係を含めて、過大支払利子税制の改正等が必要であるかどうかということの議論を進めていく必要があると考えます。

最後の義務的報告制度ですが、この制度については、私たちがこれまで租税回避と言っていたものに対する見方を改め、新たな角度から租税回避を見ていくという点で検討の必要があるだろうと思います。特に最後のアメリカとイギリスの制度において開示義務者が誰かということ、イギリスだとプロモーターがそれに当たりますし、アメリカでも同様です。そうすると、プロモーターと呼ばれる人たちが存在していて、その人たちが一種の商品を売っている。この商品というものは税負担を軽減する効果があって、なるべくそれ以外の効果がないようなもの、こういうものを商品としてマーケティングしているという現状がまずあるということです。そういうことが日本においてはどの程度あるのか、どういう人たちをプロモーターだと考えるのか。そして、何が租税回避商品あるいは節税商品、税負担軽減の商品だと定義するのかなど、色々難しい問題があります。私たちは、これまで租税回避というのは、ある一つの経済的な目的ないし効果を得るためにいくつかのやり方があったときに、立法者が思ってもみなかったようなやり方や経路を使って、税負担を軽減して経済効果を得る行為だと習ってきたのですけれども、そういう考え方とは少し違う角度から、違うものとして義務的開示制度を考えていく必要があると思います。この立法が本当に必要かどうかということも、また取引の実態などを見て慎重に判断する必要があるかと思われま

○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

○土居委員

今の岡村委員の御発言に重ねて最後の義務的開示制度に関連して意見を述べたいと思います。

岡村委員も今、御指摘されましたように、何をもって租税回避スキームと言うかという定義はなかなか悩ましいものはあると思います。ただ、このBEPSの議論を政府税制調査会でさせていただいて、その中でも私は質問させていただいたわけですが、国際的な協調として、確かに税率の差に着目した租税回避についてはある一定の収束はあろうかと思いますが、課税ベースについての国際協調は、このBEPSプロジェクトでもある一定の収束の方向性は見えたということではありますが、やはり国家主権に関わる場所でもありますから、最終的にどこまで収束するか、少なくとも税率よりも課税ベースは収束し切れないところがあって、それぞれの国の判断があって、それぞれの課税の仕方をするというところが、まさにいわゆる租税回避の源にもなるというところだと思います。

そういう意味で言うと、課税することには各国、同意しているけれども、課税の仕方が違うというものの以外で、そもそもある国では課税しているが、ある国はある一定の政策判断をもって課税しないとされるような課税ベースがある場合に、そこで、その差に着目して租税回避が行われるというところは、なかなか国際協調を図ろうにも収束し切れません。それぞれの意思を持って課税する、しないというのを決めていることになると、そこで差があるから租税回避が行われるとしても、どうやって課税をするのか。課税したい側からすると、そこになかなか国際協調の影響を行使しにくいということであれば、まずはひとまずそういうスキームがあるということ報告していただく、開示していただくということがあってしかるべきなのではないかと思うわけがあります。

そういう意味で言いますと、私が申し上げている部分だけがそうだというわけではありませんけれども、私が考えるところの一つの開示を求める部分は、我が国を中心として考えるならば、我が国では課税ベースに入っているけれども、他国では課税ベースに入っていないようなところに着目して、あるスキームを仕組んだという場合には開示をしていただかなければ予期せぬことが起こるかもしれない、ないしは本来課税されるべきものに課税ができないということが起こっているというようなことがあるのではないかと。まとめますと、課税ベースの差に着目した租税回避行為、ないしはそれに類似する行為については、義務的開示制度の対象にするということはあるのではないかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

とても素朴な質問をさせていただきたいと思います。ネット情報社会の中で、国際的な取引がインターネット上で行われたり、クラウドソーシングといった新しいビジネスの形が入ってくると、その価値が創造されたところで税金を払う原則で考えると、創造されたところがどこかを非常に特定しにくかったりバーチャル空間で完結してしまったりというようなことが出てくるのではないのでしょうか。しかも決済がビットコインのような電子マネーに移っていくようなことが急速に起こっていくと、それはここで決めている枠組みの中に収まり得る話なのかどうかということについて質問させていただきます。

○中里会長

細田調整官、いかがですか。

○細田主税局国際租税総合調整官

インターネット上で行われる取引ですが、いわゆる電子的な技術を使った取引ということで、実はBEPS行動計画1で電子経済に対する課税という議論が行われていました。その報告では、今の足元の状況では、BEPSへの色々な対応、例えば、恒久的施設を見直したりですとか、利益を移転したことに対して何らかの方法で防ぐ措置ですとか、そうした方法である程度は対応可能であるという結論に至りました。ただ、今後、色々な取引形態が生まれていく中で対応できない部分も出てくるでしょうから、引き続き議論を続けるようにということで、OECDにおいて、電子経済の今後の進展が国際課税に与える影響や他のBEPS勧告の実施が電子経済に与える影響についてモニタリングを行い、それを踏まえて2018年春にG20に中間報告、2020年までに最終報告書を作成する予定となっております。そうした議論の中で、今おっしゃられましたような新たな措置、取引、どこで価値が創造されたのか、それに対してどういうようにどのタイミングで課税していくのかという議論は継続して行われている状況です。

○中里会長

宮永特別委員、お願いします。

○宮永特別委員

1つ感じておりますのは、同じようなことでいくつかありますが、今、知的所有権とかインタangibleな色々な形の価値というものが存在します。例えば、私どもはある時期まではパテント・トロール対策、パテント・トロールに対してどう守るかという形で色々な調査をしていました。防御策もたくさん講じてまいりましたが、最近はその逆の意味でパテント・プールのような形で、我々が持っている知的所有権とよく似たパテントがたくさん世界中にあります。どれも1つでは競争パテントがたくさんあって、そういうもの同士では価値がないけれども、全部足していくと、私どもが例えば70点ぐらい、あるエリアの70点で、あるパテントは別のエリアと我々のカバーしているエリアに近いところで90点ぐらいのパテント。大体ドミナントというか、ある程度

強いパテントをプールすると価値が急に上がってくるわけです。

そこで、みんなパテントを出し合っている企業体を一番使いやすい国にプールして、そこでうまく管理してもらおうというようなことが恐らく今後ますます出てくる可能性が強い。そうなりますと、自分のパテントではほとんど価値がないけれども、全部合わせるとその中のシェアとしていくらか価値が出てくる。価値が出てくるのは、パテントを出し合った先の国である組合が作られたら、その組合が作られたそこで価値が生ずる。その生ずるパテントのライセンス、使用許諾をずっと与えていくと、また違うところから収入が入ってきて、様々な国から収入が入る。そのときに、出資者がその組合から配当金の形でもらうか、もしくは成果が出た場合に、当然出資したのですから現物出資して、現物出資をした結果が金銭的なものとしての価値が出てくる。その場合、戻ってくる。

戻るときにそのまま戻ってきたら現物出資に対する配当だという扱いになるのか、それとも、その組合は運営費が当然かかるわけですね。そこに、今度は逆にファイナンスしていた場合のファイナンスの利子をももらった方が良いというようなことなど色々なことが起こり得る。そういう時代というのは合成されていく中で価値が出てくるということが特に昔は分かりませんでした。10年位前だと自分たちのパテントをずっと出して侵害されていないかとか、特殊なことのために一生懸命検索していたのですけれども、今は役に立たないから止めようかな、このパテントを切ってしまうかと思うと、あるところから、これはぜひ使わせてくれないかと申し出がある。使わせるとは、すぐライセンス契約をするのですかと聞くと、そうではないのです。プールさせてもらってうまく使えるかどうか、もう少し待ってくださいと言うのです。

情報社会の進展により、従来以上に検索をしたり情報解析能力が増えてくると、またパテント制度もずっと進化していきますと、そういうものの中から新しい価値が出てくる。それを探し当てるのは、私どものような会社ではとても考えつかないけれども、非常にフレキシブルな別の形でのベンチャーの人たちというよりも、もう少し違う角度の知識を持っている人たちが価値を創造していく。その価値の時期はまたずれてくるところがありますので、この問題の中でもそういう分野はこれからどういう進化をしていくのか、少し気をつけておいた方がいいのではないかと思います。

また、逆に日本のためを考えると、そういうエリアでの競争力が今、一番進んでいるのは米国だと思いますけれども、米国に匹敵する、もしくはヨーロッパのどこかの国に匹敵するような形のものができるような形で考えていくと、当然、今度は税制度だとか色々な制度上の欠点とかあるべき姿というのも考えやすくなっていくのではないかと思います。少し離れた話ですが、そういう状況です。

○中里会長

ありがとうございます。

税制を構築していく上で、そういう実態の把握は重要になると思いますので、引き

続きよろしくお願ひいたします。

○中里会長

他にいかがでしょうか。

土居委員、お願ひします。

○土居委員

先ほど宮崎委員が御指摘された仮想通貨の話は非常に重要なポイントだと思います。特に我が国ではまだ税制も対応し切れていない。もっと言うと、マウントゴックス事件があって仮想通貨は一体何なのかという有体物でないとされてしまっていることから、もちろん、そこから何らかの立法措置が講じられるべきだと私は思いますが、まだそこまで行っていないという状況の中で、財産として認められなければ課税もままならないというようなところですから、それは税務当局にもお願ひしたいというところではありますが、しっかりまずは国内で何らかの明確な法的定義をしていただくということが必要なのではないかと思ひます。

○中里会長

細田調整官、これはビットコインの雑所得など、一定程度の対応は執行当局で行っているということによろしいですか。

○細田主税局国際租税総合調整官

一定の場合を除き、原則として雑所得に区分されるものとして執行当局などでも整理をされていると承知しております。

○中里会長

立法でどのようにするかというのはまた色々出てくるかもしれませんね。

様々な御議論、ありがとうございました。

それでは、引き続き次の議題に入りたいと思ひます。

本日欠席の佐藤委員、石井特別委員、神津里季生特別委員及び新浪特別委員から意見書が提出されておりますので、必要に応じて御参照ください。

会議の冒頭でも申し上げましたが、皆様には、これまでの総会におきまして、経済社会の構造変化に対して税制としてどのように対応していくのかという点について「税務手続の電子化」や「個人所得課税のあり方」という観点から御議論をいただいております。

本日は最初に、前回までの議論において宿題になっておりました点などについて事務局に御説明をいただき、その後、前回までの議論も踏まえながらフリーディスカッションを行いたいと思ひております。

それでは、早速ですが、財務省、総務省の順に御説明をお願ひしたいと思ひます。

財務省主税局の坂本税制第一課長、よろしくお願ひいたします。

○坂本主税局税制第一課長

資料の総14-2をお開きください。

まず1ページ以降に「前回までの総会でいただいた主な御意見」を簡潔にまとめています。

2ページをご覧ください。まず見直し全体につきましては、経済社会のICT化の進展に対応した税務手続のICT化と所得税改革の議論は密に関連していて、一つのパッケージとして方向性を示すべきではないかという御意見がありました。

また、税務手続の電子化ですが、総論としての御意見につきましては、税務手続においてデジタルデータをデジタルのままやりとりできるということは省力化、コスト削減、生産性向上という点で民間側にも果実があるという話ではなかろうか。また、税務手続の電子化を検討する際には、個人と法人を分けた上で、大企業と中小零細という違いにも留意していく必要があるとの御意見。また、この電子化の話は、当面の取組みと最終的に目指すべき方向性という2段階で考える必要があるのではないか。また、電子化への対応が困難な納税者の方への配慮の姿勢も必要ではないか。その上で、工程表を示すという形で電子化の進め方を明らかにしてスピード感を持って取組むということ。その際に、利便性について個人と法人を分けて説明してはどうかという御意見がありました。

3ページ目は、電子申告、e-Taxについての御意見を整理しています。

一つ目は、個人については、スマートフォンで基本的な手続が完結できる仕組みを目指すべきではないか。また、ID・パスワード方式につきましては、本人確認がありますが、この手続の簡便化を図るべきではないか。例えば自治体窓口での交付というようなことを検討すべきではないか。また、マイナンバーカード等を普及させるという大きな流れを踏まえますと、当面、このID・パスワード方式の併用をするにしても、最終的にはマイナンバーカードを用いた本人認証による電子申告の利便性を高めていくことが重要ではないか。

また、義務化の関係では大法人への義務化を含めて、法人は原則としてe-Taxという方向は良いのではないか。また、提出可能なデータ形式については、柔軟化という点も重要ですが、他方で、情報セキュリティ対策、データ連携といった点に支障が生じないかという点への留意が必要。また、e-Taxの利便性という観点から、民間業者の方が使い勝手の良いソフトウェアを開発しやすくするための仕組みを考えるべきではないか。中小企業、個人事業主の利用促進という観点から、電子申告等に対するインセンティブ措置、例えば税制上の優遇措置等を検討すべきではないかとの御意見がありました。

4ページ目ですが、電子帳簿の関係です。電子帳簿保存制度は、コスト削減につながりますので、普及促進を検討すべきとの御意見。

また、行政機関間の情報連携につきましては、情報の取り扱いのルール明確化が重要ではないか。また、税・社会保障の手続のワンストップ化、省庁を越えて入力作業を1回で済ませるような仕組みを整備できないか。年金受給者の方については、

紙の源泉徴収票を添付して確定申告を行うことになっていますが、データ連携を通じてこの負担を軽減できないか。

次に、年末調整については、現行制度を維持した上で電子化によって社会全体のコスト削減ということが重要ではなかろうか。また、中期的には事業者からマイナポータル等に調書情報を掲載してもらえば納税者自身で簡便に手続を行えるということになるであろう。

5 ページ目のインボイス関係ですが、インボイスは最初から電子発行を前提にしてはどうかという御意見がありました一方で、電子化しないとインボイスが出せないということだと中小事業者は困るのではないかとの御意見もありました。

その他、電子化等の関係では、医療費控除について、電子化が困難な費用の取扱いをどう考えるか。例えば、電子化によって正確性を期することができるものは実額控除、電子化できないものは概算控除という形の制度設計も考えられるのではないかとの御意見。また、事業者から税務当局への支払調書の提出基準について見直しをして、所得情報が幅広く国税当局に集まるようにすべきではないか。制度改正に伴いますシステムの改修コストが膨大になってしまうということが起きると、あるべき税制の議論が阻害されることになりかねないのではないか。そこは避けるべきだという御意見。また、学校教育等を含め、電子化等に関するリテラシーの向上という御意見がありました。

6 ページ目からは所得税についての御意見ですが、一つ目のテーマの人的控除の控除方式のあり方については、3つの方式それぞれに一長一短あり、決め打ちすることは難しいが、所得再分配機能の回復という観点から議論を深めていく必要との御意見。所得控除方式が定着している中、逡減・消失型の所得控除方式の方が納税者になじみやすいのではないかという御意見がありました一方で、所得再分配機能の回復等の観点から、税額控除方式を基本とすべきではないかとの御意見。また、所得控除から税額控除への移行の補助線として、当面、逡減・消失型を導入することが考えられるのではないか。ただ、それはあくまで中間点で税額控除に関する国民の理解もきちんと深めてもらうような取組みもあわせて行うべきではないかとの御意見がありました。

働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方については、公平で簡素な税制を実現するため、基本的に人的控除に一元化し、収入のタイプによらず必要な経費控除が受けられる仕組みとすべきではないかとの御意見。また、特定の方への狙い撃ち増税という誤解を受けまいよう、我々の問題意識を国民に丁寧に説明していく必要があるのではないかという御指摘がありました。

7 ページですが、5つほど給与所得控除を中心にした御意見です。働き方が多様化して所得区分が曖昧になりつつあるという中で、給与所得と事業所得を統合していくとともに、所得計算上の控除を見直して人的控除へシフトしていくべき。また、いわゆる「雇用的自営」に給与所得控除が適用されないことなどを踏まえ、人的控除を手

厚くしていく必要との御意見。給与所得控除は経費控除であるという性格を明らかにすべきとの御意見。給与所得控除が経費控除であるという原則論に加えて、社会保険料負担も含めた負担全体を併せて考えるべき。また、給与所得控除を考えるに当たっては、ヒューマンキャピタルを構築するための自己研修費用についても所得を稼得するための費用であるという考え方が大切ではないかとの御意見がありました。

その下3つが公的年金等控除についての御意見です。公的年金等控除は経費控除ではなく、拠出段階では社会保険料が控除されていることを踏まえ、年金課税として整合性のとれた形にすべきという御意見。公的年金等控除が手厚く、世代間格差の是正を阻んでいるという指摘がかねてからなされている。この控除、限度額がないことに加えて経済力のある高齢者の方が給与所得控除と公的年金等控除を併用していることにより、所得再分配機能が弱まっているのではないかとの御意見がありました。また、全世代型の社会保障制度を導入するにあたっては、負担も全世代でどのように賄っていくのかという議論が必要なのではないか。ある程度所得のある豊かな高齢者の方には応分の負担をしていただかざるを得ないという御意見がありました。

8 ページ目をご覧ください。所得把握の話で4点、御指摘をいただいております。CtoCやギグエコノミーなどが進展する中、所得捕捉にしっかりと取り組むべきとの御意見。シェアリングエコノミーとその他の手段での取引との間のイコールフットイングを図ることが重要との御意見。ただ、ビジネスライクではない個人の微細な取引まで全て把握するのか、一定の線引きが必要ではないかとの御意見がありましたし、シェアリングエコノミーはまだ規模が小さいという中で、事業の発展を温かく見守る視点も必要ではないかとの御意見がありました。

老後の生活に備えるための制度につきましては、退職所得控除について、勤続20年を超えると有利になる現行制度を見直すべきではないかとの御意見。

その他、消費税の目的税化に伴い、基幹税制である所得税の役割も変わってくるのではないか。こうしたことも踏まえながら議論を進めていくべきではないかとの御意見がありました。

次に、前回と前々回の御議論の中で追加的に説明、資料の提出を求められました事項について、3つ補足説明いたします。

一つ目は10ページですが、税務手続の電子化等の話と個人所得課税改革の話はある意味で一体、密な話なので、それを1枚の絵に描けないかとの御指摘がありまして作成したものです。

一番上にありますように、ある種、同根の問題から発展してきているのだろうということで、経済社会のICT化の進展などが大きな流れにあって、それが左側にありますように、企業、納税者のICT利用の拡大あるいは公的部門におけるマイナンバー制度等のインフラの整備といったことが進んできて、こうした状況の中で左青枠の中にあるような税務手続の電子化等ということが可能になり、また、テーマになってくる。こ

うした中で、個人と法人を分けて簡単に書いていますけれども、いずれも利便性の向上やコスト削減が図られることを目指していく必要がある。

片や、右側にありますように、ICT化によってギグエコノミーが進展してきて、個別の仕事を請け負う働き方に働き方が変わり、また、取引形態がCtoCの増加等といった形で変化してきている。こうした働き方の変化、取引形態の変化の中で、所得計算上の控除のあり方の問題、あるいは人的控除の控除方式のあり方の問題、経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方の問題、そして、働き方が多様化する中で老後の備えに係る税制の問題といったことが問題になってきて、まさにここで議論しているということです。

また、最後の老後の備えの税制ですが、この制度設計を具体的に考えていくに当たっては、官民のデータ連携がどこまで進んでいるのかということが、どのような制度を作るのかということと非常に関係している。かつ、そうしたいわば総合的な制度を作っていくこととなりますれば、その適切な運営のためには税務手続、執行段階での電子化等の推進が不可欠になってくるということで、まさに一体の関係にあるということです。

続いて11ページです。前回、雇用的自営の方々が増加していることをお示しした際、その内訳、もう少し中を分析すべきだとの御意見があり、再度作成いたしました。国勢調査の中身を精査し、1985年と2010年で雇用的自営という分類に属する、いわゆる一定の使用従属性があるような、しかし、自営業者であるという方々は、どのようなことになっているのかを示したものです。内訳は下から順にカテゴリーとして大きいカテゴリー順に並べていまして、順に建設等従事者、サービス、販売、運搬、技術といったところがボリュームゾーンです。

また、この1985年と2010年を見て、どのような方々が増えているのか職種を分析したのが具体的職種例で、これも下から申し上げていきますと、建設関係での電気工事や配管といったようなカテゴリーの方々、配達員の方々、建築関係、SE等、歯科技工士、デザイナーといったスキルないし業種といった方々の人数が増えていることが見てとれましたので御紹介いたします。

最後に12ページからは、税務手続の電子化について、工程表を示すべしとの御指摘がありましたので、現時点で整理できるものを整理しました。以下、表の説明に入りますが、途中、今後の取組のところの頭に二重の丸を付しているものと星印を付けているものがありまして、二重丸のものは財務省・国税庁において実施できる施策、星印は関係省庁の省庁横断的な検討作業が必要なものに分類しています。

まず個人の所得税関係ですが、一つ目は、「スマホ申告の実現」ということで、現状、スマートフォンによる電子申告は未対応ですが、特にニーズの強い基本的な申告の類型について、スマートフォン等からの電子申告を平成31年1月から実現していくこととしています。その後も随時拡大していく方針です。

二つ目に、「e-Taxの認証手続の簡便化」ですが、これも平成31年1月から本人確認に基づいて発行されたID・パスワードのみ、マイナンバーカードなしでe-Tax利用を可能にするという方針です。また、マイナンバーカードを用いる場合には、逆にe-TaxのID・パスワードは省略可能にすることを考えています。また、技術の進展や情報セキュリティに関する政府方針等を踏まえ、一層の利便性向上を図っていくつもりです。

13ページですが、「確定申告・年末調整手続の電子化」の関係です。一番上にありますのが医療費控除の関係ですが、保険者の医療費通知データを活用して、簡便に医療費控除の申告を行う仕組みを整備していくということで、平成30年1月からスタートいたします。また、現状の年末調整では金融機関等の控除関係機関から被用者、雇用者という紙での情報の流れがありますが、これを電子化するというので、年末調整手続が基本的にオンラインで完結することになりますので、被用者にとってはPCやスマートフォンでの手続が可能になり、雇用者にとっては書面を確認・保管する事務負担が軽減することになります。将来的にはマイナポータル等において一元的に作業ができる仕組みを検討し、また、さらにマイナポータル等を通じてカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討してまいります。

手続のワンストップ化の関係では、マイナポータルによりオンライン・ワンストップ化が推進されるということです。

14ページは法人の関係ですが、「電子申告の普及促進」ということで、e-Taxシステムの機能改善、提出書類の簡素化、電子署名の簡便化等を実施してまいります。あわせて、大法人については電子申告の義務化。中小法人については電子申告利用率をまずは85%以上に引き上げ、将来的には100%を目指します。

「法人設立関係手続」についても、国税・地方税の法人設立関係手続については、申請データの一括作成・電子的提出の一元化を平成31年度に実現します。さらに、社会保険・登記を含む全ての法人設立手続についてオンライン・ワンストップ化を目指していくことを考えています。

15ページをご覧ください。最後に、「その他、個人、法人共通」ですが、行政機関間のデータ連携の拡大ということで、国税・地方税の法人設立手続等の電子的提出の一元化、さらに法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減してまいります。

また、「電子帳簿等保存制度」については、利用促進のための要件緩和等をいたしまして、事業者の文書保存に係る負担を軽減してまいります。

また、「納付のキャッシュレス化」あるいは現金納付に伴う手続負担の軽減を図ってまいろうと思っています。

16ページに、今、申し上げた工程表を1枚に整理してはいますがけれども、一目で見てくださいと、左側の青いところ、これは二重丸、財務省・国税庁にて完結し得る制度改正ですが、いずれも今後二、三年で実現を図るという課題となっています。さ

らに、この星印につきましてもタイムリーかつ積極的に取組みを進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○中里会長

坂本課長、ありがとうございました。

では、引き続き自治税務局の川窪企画課長、よろしく願いいたします。

○川窪自治税務局企画課長

それでは、総14-3の総務省資料をご覧ください。

2ページですが前回までの総会でいただいた地方税関係の主な御意見についてまとめたものです。国税と地方税に共通する御意見も数多くいただいております。その点については、先ほど財務省から説明のありました財務省資料で御紹介いただいておりますので、こちらの資料では地方税について特にとという形でいただいている御意見についてまとめております。

一番上の丸は納税しやすい仕組みの構築が大事ではないか、ITを活用してという御指摘です。それ以下の5つは、いずれも情報提供ネットワークシステムの重要性や意義等について御指摘をいただいているところで、福祉分野への所得情報の提供が社会保障制度の充実の上でも重要であるという点と低所得者対策としても大切ではないかという点。福祉に活用することは良いアイデアであり、国民の利便性の実感につながるのではないかと御意見をいただいております。また、そういう形でICTを進めていくということが国民への強いメッセージになるのではないかと御意見をいただいております。

下の2つについては、成長戦略の観点からも電子化が重要であるということ。そして、税のみでなく、省庁や国・地方という枠にとらわれず、幅広く電子化を推進していくことが重要であるという御指摘。また、一番下の丸については、さらに広い分野において情報連携、情報提供ネットワークシステムの活用について検討していくべきという御指摘をいただいております。

次の3ページは個人住民税の関係で、特別徴収税額通知の中でも従業員の方、個人個人にお渡しする特別徴収税額通知の電子化に関する現時点の案ということで、前々回の総会で御説明申し上げた際にいただいた御意見でございます。

電子化の方式といたしまして、当面はeLTAXを活用していくということについては理解できる一方で、将来的には全ての納税者が電子的に特別徴収税額通知を受け取れるような方策を考えるべきではないかと御意見をいただきました。また、個人住民税が賦課課税方式の税であることから、この特別徴収税額通知は納税者本人に必ず届けられることが必須であるという御指摘もいただいております。また、一番下の丸は、企業に多くの労力とコストが掛かっているのが特別徴収税額通知の従業員の方への手渡しという事務ですので、これを省力化していくことについて、規制改革実施計画に沿

って具体的にしっかり進めていくべきであるという意見をいただきました。

以上、簡単ですが、前回までにいただいた主な御意見を紹介させていただきました。続いて、5ページ以下です。

地方税の側でも税務手続の電子化に向けた取組みについて、再度一覧的に整理して、ここでもう一度御説明をさせていただきます。

一番上に書いておりますように、地方税の特性ということで、複数の地方団体に手続が必要になるということ。また、賦課課税方式の税目が多いといったことが地方税の特性にあるということをお説明させていただきました。また、電子化といったときに、今、使っておりますeLTAXという共通の基盤システムがありますが、eLTAXを使って電子申告をしていただく手続につきましては、お使いになる方は基本的には企業の方、法人あるいは事業主のお立場でお使いいただくことになっているということをお説明しつつ、具体的に取組む課題について御説明したところです。それを再度整理し直したものがこの資料です。上の枠の中に小さい字で書いてありますが、この資料においても、先ほどの財務省の御説明と同様に二重丸を付しております取組については、今後、二、三年程度の期間に着実に実現を図っていくもので、星印を付している取組については、地方税の場合、どうしても課税側、地方団体との調整なども必要ですし、先ほど申しあげました企業がお使いになるシステムであるということもありますので、課税側、納税者側双方の意見を踏まえつつということですが、関係省庁にも関わる取組みということで、一緒に検討してできる限り速やかに実現を図っていこうというのが星印と見ていただければと存じます。

内容ですが、5ページは、共通電子納税システムと呼んでおりますが、地方税の電子的な納税はeLTAXシステムを通じて全国1つのシステムを通じて行うことができるようにしようという取組みです。個々の団体が電子納税に対応していくという方法ではなかなか普及が進まないという状況がありまして、現時点でもまだeLTAXと連動している電子納税の仕組みは22団体しかないということですが、右下の絵にありますような1,788の全地方公共団体につながっているeLTAX基盤を使い、このeLTAXの運営主体である地方税電子化協議会にまとめて金額を納めていただき、そこから各地方団体に電子的手法において送金されていくという仕組みを構築するものでして、表の中に書いていますように、平成31年の秋に運用開始できるように、システムの設計などに取りかかりつつあるという状況です。

資料の真ん中あたり、対象税目は、地方法人二税、事業所税、給与、退職所得などについて行っていただいている企業の側から天引きをして市区町村に納めていただく特別徴収の個人住民税になります。これらを対象税目としてスタートするというのですが、星印に書いていますように、さらにその次のシステム更改の時期に向け、様々な調整を行った上で利用税目の拡大についても検討していきたいと考えております。

6ページですが、電子申告等についてです。電子申告については、現状のところに

書いておりますように、平成27年度までに町村を含め全地方団体が対応する状態は実現しております。従いまして、これからは電子申告利用率の向上ということ、また、使い勝手の向上を図っていこうという段階に来ております。そうした観点から、6ページの上半分の「電子申告の普及促進」の欄においては、大法人における地方法人二税の電子申告利用率について、国税と歩調を合わせて義務化を検討することにしておりますし、また、中小法人についても利用率を70パーセント以上に平成31年度までには引き上げていきたいと考えております。

また、共通入力事務の重複排除ですとか国税と地方税の間でも入力内容が共通するものについては一度の入力で済むように国税と協力して実現しようと思っております。また、星印にありますように、中小法人につきましても、さらに電子申告利用率100%を目指して取り組んでいこうと考えております。

下半分は、「法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化」という取組みでして、法人を設立したときの様々な紙における手続あるいはその紙を登記所に行くに行くというような手続などが立ち上がりの法人にとって負担が大きいという御指摘があり、これらについて、できる限り入力も1回で済む、提出も1回で済む、また、オンラインでできるという方向で実現しようという関係省庁とともに取り組んでいくことになっているものです。

7ページは、上の「特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化」については、先ほど御紹介をさせていただいた案件ですが、eLTAXを利用して特別徴収税額通知を個々の納税者にお渡しする、今は紙でお渡ししているものですが、これについて、まずは各企業単位で、電子で受け取るか、まだしばらくは紙で受け取らざるを得ないかを選んでいただいて、電子で受け取るということになった企業にお勤めの方々については、全員分を市町村役場から電子でお送りする。企業からは、いわゆる社内LANなどで、電子で転送する形で個々の納税者の方にはお届けいただく。どうしても電子でお届けすることが困難な納税者の方については、それをプリントアウトして職場でお渡しいただくということをまずは実現するということがこの二重丸の趣旨でございます。

星印の方は、さらにその状況を見ながら、また様々な御意見をいただきながら、システムの仕組みの拡大を検討する、あるいは将来的にはマイナポータルの活用可能性についても検討していくという方向で考えていきたいというものです。

下半分、その他の欄については、行政機関間のデータ連携をさらに拡大していこうということ。また、eLTAXの利便性向上策として、一度入力したことは、時期が後ほどのタイミングであっても自動的に再度入力しなくて済むということや、利用可能文字や受付期間などについても利便性、使い勝手を良くしていこうという取組みを整理しております。こうした方針に従い、地方団体とともに努力してまいりたいと存じます。

最後の8ページは、今、申し上げた話を一覽表的に整理しております。二重丸と星印をつけていなくて申し訳ありませんが、左半分の今後おおむね2～3年程度で実施

するとしている欄が、3ページに出てまいりました二重丸をつけていました項目について整理したもので、右半分のさらに検討を加えつつ、取組を進めると書いております項目が前のページで言うところの星印をつけて整理していた項目ということです。一覽的にご覧いただけるように整理いたしました。説明は以上です。

○中里会長

川窪企画課長、ありがとうございました。

それでは、ここからは、これまでに皆様からいただいた御議論や事務局からの説明を踏まえて、さらに皆様から自由に御意見、御質問などを頂戴したいと思います。

神津信一特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

ここ2回、個人所得課税の見直し等の議論が行われておりますけれども、同様の観点から、富裕層について、最近トピックスとなっているような節税策について2点、提案申し上げて、もう一点は、今日のまとめと重複していますが、給与所得控除と公的年金等控除の関係についても意見を申し上げたいと思います。

まず一つは、一般社団法人に資産を移転することによって、いわゆる相続税対策で相続課税を逃れるスキームが見られるという点です。公益法人改革の一環で、一般社団法人の設立が準則主義となり、それに則って登記すればよく、役所等の認可は要らなくなり設立が大変簡易になりました。御指摘申し上げたいのは、一般社団法人は株式会社等と異なって資本の持分がないという法人の特性に着眼して、相続税の課税対象となる資産を一般社団法人に移転させる、またはその後の果実も含めて相続財産から切り離すといった、課税の公平上、問題となる事象です。持分がない一般社団法人の理事長に相続が発生しても、親族が継続して理事長、理事などになることによって資産の支配は継続され、実質的には無税で資産移転が行われているというスキームです。これは本来のと言ったら申し訳ないのですが、一般社団法人の有益性、公益性を利用した、少し注視しなければならないスキームだと考えています。

もう一つ、これも相続税対策に若干関係するわけですが、小規模宅地等の特例を利用するスキームです。税制改正で小規模宅地等の特例、住んでいるところは80パーセント評価額を減額するという特例を使える者が限られ、配偶者、同居親族、過去3年間にその居住用資産を持っていない者、持ち家がない者について適用するという制度に変わりました。

そこで、今まで自分で持ち家等を持っていて、御親族、お父様、お母様等が資産家であって、良いところに居住用資産を持っているという方は、まず自宅の資産を子供に贈与する、それも建物だけを贈与して、贈与税は非常に少ない金額で贈与できるわけですが、そういうことをする。または資産管理法人を作って、そこに譲渡して、自分はそこの社宅として住む。それで3年間の利用をして、また親族、自分の父、母の相続が発生したときに、小規模宅地等の特例を使うというスキームです。小規模宅地

の課税価格の減額の特例は、いわゆる自宅を相続した場合に相続税負担が軽減されるという措置であり、本スキームは趣旨から逸脱した行為であるということを指摘したいと思います。

三つ目です。先ほどの前回の意見の取りまとめの中にも出てきて若干重複していますが、申し上げたいと思います。

少子化、高齢化で、最近までは60から65歳までお勤めになって、そこから年金生活者になるという姿が、今、65歳になっても70から80歳まで働くという時代に少子高齢化の要請によって変わってきたと思います。そこで、給与所得控除と公的年金等控除のダブル控除の適用について、課税の公平上、問題があるのではないかとすることを指摘しておきたいと思います。ただし、例えば基礎年金を受給しながらパート、アルバイトで勤めていらっしゃるような、いわゆる低所得者層への配慮が大変重要だと思います。

○中里会長

具体的なスキームにまで言及された貴重な御意見、ありがとうございました。

田近委員、お願いします。

○田近委員

まず、前回の議論の整理とそこでの積み残しを整理していただいて、大変ありがとうございます。議論がしやすくなったと思います。

意見ですが、二、三あります。財務省の説明資料の10ページに経済社会のICT化が税務手続の電子化を促す、あるいは可能にしていると同時に、それが働き方を大きく変えている。変わる働き方に対して所得税の制度が追いついていないのかという問題意識を私も指摘しました。

まずは、「税務手続の電子化」ですが、大変意欲的な表現に感激したのですが、個人のところで、「将来」というのはどの位の将来をイメージするかによって変わるかもしれませんが、将来的にはマイナポータルにおいて確定申告、年末調整に必要な情報を一元的に確認し、活用する仕組みとあります。つまり、これがある意味、税制調査会で我々が目指す方向なのだと。これを税制調査会ではどういう形で、あるいはどういう時間的な流れで進めるかということを含めて議論していくということだと思います。非常によいことが書き込まれたと思います。

次に、個人所得課税については前回の指摘を繰り返したくはありませんが、我々は今、個人所得課税のあり方を見直し、その所得に関連付けられた所得計算上の控除と一般的な人的控除の組合せ等を検討していますが、それも一般論でどうだ、公平の観点からどうだということは前提ですけれども、足元の働き方は変わってきている時に、給与所得でない形で給与をもらっている人に給与所得控除を考えてもしょうがないわけで、そういう人たちが必ずしも所得が高くないことを考えると、働き方が変わってきている中で個人所得課税のあり方も考えていかなければならないと私は思います。

それがまた電子納税とも絡むということです。

財務省資料の13ページに、方向性が示されていますが、結局、我々が考えを共有、合意したいのは、13ページの図をどのようにしっかり書き込むかだと思います。

いくつか質問ですけれども、まず第1は、先ほど個人は最終的にはマイナポータルを通じて年末調整も確定申告も完結するということですが、この13ページの図が今後の取組（イメージ）ですが、医療費控除とか生命保険料控除等々の控除情報を入手してきて、マイナポータル云々となるのですけれども、この控除情報がどういう形で結局申告書に反映するのだろうか。マイナポータルに行って、それを個人がもう一回申告書に貼りつけるのか、あるいは申告書に直接反映されるような形になるのか。それをお聞きしたいと思います。

あと地方税とも密接に絡むのですけれども、13ページの図で書き込まれていないのは、事業主からの源泉徴収票の流れ、報酬等の支払調書、分かりやすく言うと源泉徴収票と支払調書、ともに所得情報ですが、それがどのような形でフローしているのか。現状、私の知る限り、源泉徴収票は企業からの支払金額が500円万以下は提出しなくてもいい、支払調書は50万円以下が出さなくてもいい。しかし、後先しますけれども、源泉徴収票は、地方自治体には給与支払報告書ということで、全て地方自治体には集まってくる。従って、今日は総務省の御説明で、今後、電算化が進めば、それを速やかに国民にも情報を戻すということをおっしゃっているわけです。

第2の質問は、源泉徴収票と報酬の支払調書が個人にどういう形で渡るのだろうかということ。

第3の質問は、企業の方の御要望でありましたけれども、「税と社会保障の一体化」、社会保険料もこの場合、どのように入ってくるのだろうか。これは単なる質問です。

やや細かいことを言いましたけれども、趣旨は目的を達成するために13ページの図をもう一段、イメージを我々がシェアできるようにする。そのためには、所得情報の流れも必要だろう。これが趣旨です。

○中里会長

大柳企画官、お願いします。

○大柳主税局税制第一課企画官

第1点目の医療費の通知といったものをどういう形で入手するのかということですが、短期的に、現在検討しておりますのは、平成29年分の確定申告から使えるようになりますが、現時点で開発中のものは、既にウェブサイトを運営している医療保険者において、そこから個人の方が医療費データをダウンロードしていただいて、それを年末調整や確定申告に使っていくということを当面は考えております。将来的には、マイナポータルなどに一元的に反映されることになっていけば、そこでワンストップ的に情報が集約され、申告に反映できることになっていくと考えます。

第2点目ですが、田近委員の御趣旨は、手続のワンストップ化を進めるべきではな

いかということと、法定調書の内容などを納税者の方に速やかに還元すべきではないかというお話だと思いますけれども、事業者から国税庁に対して提出された法定調書の内容がe-Taxにそのまま反映できるようになれば、田近委員の御指摘のとおり、より一層、納税者利便に役立つと考えられますが、ややテクニカルになります。現在、法定調書の提出期限は支払のあった翌年1月末となっています。これを確定申告の開始時期である2月中旬までに国税庁が全て名寄せした上で正確に反映していくことはなかなか困難ではないかと予想されます。地方税についても御指摘でしたけれども、地方税はあくまでも5月末ぐらいに企業に特別徴収の通知を送るということですので、なかなか現状では難しいと思います。

そこで、田近委員の御指摘がなるべく納税者の方に情報を早目に提供できるようにできないかということであるとすれば、先日、神津信一特別委員も御発言されましたけれども、例えば法定調書の本人交付を拡充した上で、事業者からマイナポータルにそういうものを一元的に載せていただいて、納税者の方が見に行き、それを使ってオンライン申告していただく。そういう仕組みがもし構築できれば、納税者の利便性を向上させながら行政効率も確保できると考えられます。

○山崎国税庁情報技術室長

3点目ですが先ほど主税局からも説明がありましたが、国税・地方税、また社会保険手続等についてオンライン、ワンストップ化を進めていくということについては、既に年金保険、税に係る利便性向上に関するアクションプログラムの中で施策として盛り込まれておりますので、それに従って進めていくということになるかと思えます。今のところ、年金分野でのマイナポータルとの情報連携という状況も踏まえながら、これからさらなる申告手続の簡素化、社会保険手続の拡大ということになっていくと思っておりますが、今のところは、本年1月にマイナポータルとe-Taxの認証連携が始まった状態ですので、もう少し先のことになるかと思っております。

○中里会長

よろしいですか。

○田近委員

1点だけ。そのフィードバックですけれども、もちろん、現在、マイナポータルといっても、私もログインするのに失敗してまだ見れていませんが、これから動かすシステムでシステム上の問題云々というのもあると思うのですが、ここで理解、共有できればいいと思うのは、その個人の所得情報がどのように国税庁と地方税当局にフローして、それが国民、納税者にどのようにフィードバックされるのかということ。そういう意味で申し上げたいのは、源泉徴収票は、今、国税で一定の額を超えたものが集まってくることになっている。例えば、それを全て集まってくるようにする。あるいは地方税のほうに集まってくるなら、それを国税に共有する。報酬等の支払調書も、これは国税にできるだけ全て集まるようにする。申し上げたかったのは、13ペー

ジの図をより現実的なものにするためには、そこで捉えられた所得情報を個人にどうフィードバックしていくかという流れが必要だろう。

大柳企画官の御指摘もよく分かって、そんなことを言っても、2月の何日かの間にどうやってやるのだと、それもあると思うのです。したがって、我が方では、そういう所得情報というのは個人にフィードバックできない、あるいは年末調整等が終わった後になるのだ。それならそれで私もやむを得ないと思うのですけれども、言いたいののは、ここで所得情報が会社等からどう国税庁や地方税当局に流れて、それが個人にどうフィードバックされるかという流れが必要だろう。そういうことを指摘したかったわけです。

○中里会長

将来の課題にわたる部分もありますけれども、できるだけ努力を続けていきたいと思えます。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

今の田近委員の御発言なのですけれども、私も行く行くはそうだと思いますが、資料総14-2の2ページに前回私が申し上げたことを記していただいています。要はマイナポータルの普及が十分でない段階で当面取り組むべきことと、その先の最終的に目指すべき方向性という2つの段階があると思います。田近委員がおっしゃったところはむしろ後者で、この部分を単に口頭で発言したというだけの話で終えるのではなく、近い将来の課題として、しっかり税制調査会での議論の取りまとめの中にも盛り込んでいただくということが大事ではないかと思えます。

その上で2点の意見と1点の質問がございます。

まず最初に、雇用的自営の話で、この部分はなかなか給与所得のみを得ている納税者からすると、実態としてそういうことが起こっているのかとか、ないしは税制上での差異があるのかということになかなか実感を持っていただけない部分でもあったりします。なおさら、確定申告をせず年末調整のみで終えている納税者には、まさかこんな世界が現実には我が国で起こっているとはおっしゃられる方も中にはおられると思えます。

そういう意味では、資料総14-2の11ページで、人数として書いておられて、これは国勢調査を踏まえればそのとおりということになるわけですが、もう少しこれを税務の側から捉えたときにどのような差異が生じるか。つまり、給与所得のみ受け取っている納税者と雇用的自営に該当するような納税者との間で控除の額などにどのような差異があるかをできれば現実のデータが出てくるといいのですけれども、それは相当分析が大変です。私のイメージで言えば、ある一定の仮定を置いたシミュレーション的な数値例として同じような課税前収入であるが、給与所得のみの納税者と、

ここでいう雇用的自営に該当するような納税者との間で税務上どのような差異があるか。もっと端的に言えば、所得税の額だとか可処分所得などがどのような差異になるかがより分かるようなものがあればいいなと思います。もし可能ならば、事務局でそのような数字を次回以降、お示しいただけるとありがたいと思います。

もう一点は、総務省の資料総14-3のいくつかの箇所にもたがりますけれども、例えば8ページ、最後のページのところで「社会保険・登記を含む全法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化」ということで、これは国税にも同様ですが、あえて地方税で申し上げたのは、登記情報をこういう形で申告や納税の簡素化に使うということとはとても良いことですので、ぜひこれを積極的に進めていただきたいと思います。これに加えて、不動産登記の情報も登記情報として扱えることとなりますので、そういったしますと、ここでの文脈とは全然違いますし、規制改革実施計画には盛り込まれていない内容にはなりますが、土地に係る固定資産税に関しても不動産登記の情報とリンク付けることが将来的には進めていける話になるのではないかと。

前回か前々回か、どなたか委員が御指摘されたと思いますけれども、複数の市町村にもたがって不動産をお持ちの方に対して、納税ないしは課税の手続を行う場合、今はそれぞれの市町村で行われてはいるものの、名寄せがされていないことで、場合によっては社会保障の給付のところにも何らかの有利、不利が将来生じ得る。例えば、介護保険の補足給付で資産勘案すると言っているけれども、複数の市町村にもたがって不動産をお持ちの方の名寄せができていないがゆえに、今のところは金融資産のみ勘案するにとどまっているというような支障があったりいたしますものですから、その意味では不動産登記と土地に係る固定資産税の連携を近い将来していただく。これはもちろん、増田委員も関わられておられますけれども、所有者不明というものをそもそも解決していただくということも当然付け加えるまでもない重要なことではありますが、少なくとも所有者が分かっているものについてはそういう対応が規制改革実施計画に書いていないことかもしれませんが、あり得るのではないかと思います。

それで質問ですが、今の土地に係る固定資産税と登記情報との対応関係というのは、何か今の段階ですぐに実施できるものでなくて結構ですので、何らかの形で取り組む御予定がありましたらお聞かせいただければと思います。

○中里会長

川窪企画課長、お願いします。

○川窪自治税務局企画課長

土地に関する固定資産税について、土居委員の御指摘のように、御本人の名前で全国的にどれだけの土地を全国にお持ちかというようなことを名寄せするシステムは今のところない状況です。従って、登記の方がいわばマイナンバー付番というようなことになってくれば、またそういった基盤をベースにして全国的に名寄せされる形での不動産の所有情報が公的に把握できる状況が生まれてくる可能性はありますが、そこ

のところの議論とあわせて議論していく必要があるのかなと考えているところです。現時点ではそういうシステムがまだできている状況にはありませんが、そうした議論があることも含めまして、今後の総合的な検討の課題だろうと思っています。

○中里会長

対抗要件である登記を真実の所有者に一致させるというのは、民法を習った人間としては長い時間がかかりそうで、相当難しそうな課題に見えますね。でも、固定資産税は別途情報を持ってらっしゃるわけですね。

○川窪自治税務局企画課長

固定資産税は、課税台帳として、中には要は登記をされていない土地あるいは真実の所有者と登記が食い違っている土地もあり得るものですから、その場合には真実の所有者を把握して課税をするということで、課税をしている所有者は誰なのかということは、課税台帳としては把握している状況にあります。そういった意味で、登記の情報だけで全ての真実の所有情報の名寄せができるかというのは、また難しい面もあるのは御指摘のとおりかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

3点申し上げたいと思います。

第1点は、「税務手続の電子化」です。私も以前、工程表をつくっていただきたいとお願いをしましたところ、今回、財務省、総務省から示していただいて、大変ありがとうございます。これを見ますと、おおむね二、三年以内に目指すものと省庁間で調整した上でという2つに分けて分析されていて、以前に比べて少し頭の整理ができたと思っております。

その上で、二、三年をめどに国税でも地方税でも取り組んでいくということ、これはやはりそれぞれ目標が項目ごとに出ておりますけれども、その目標の達成に向けて本当にスピード感を持って取り組んでいただきたい。これは以前発言したことの繰り返しになりますけれども、お願いしたいと思います。

星印の少し中長期的なところですが、ここもやはりこれまで田近委員や土居委員からも発言が出ていますけれども、一番の鍵になるのはマイナンバーカードであり、マイナポータルの普及にかかっていると思います。今後、政府税調として何らかの取りまとめをするのであれば、政府全体としてマイナポータルをしっかりとアピールして国民に理解していただき、普及を図っていく。一段とその普及に向けて加速していく政府の体制が必要だと思っています。そうでなければ、今回示していただいた工程表の星印、これはいつまでたっても実現しにくくなるということでしょうから、そこはマイナポータルが普及して星印もできるだけ前倒しで実現できるような体制をつくって

いただきたいと思います。

2点目は、総務省の資料の5ページ、「共通電子納税システム」の部分です。この資料の左下に「全ての納税先で電子納税できなければ、企業は電子納税を選択しない」と書いてあって、現状22団体対応である。全体で1,788団体ということですので、今後、2年後の平成31年10月運用開始目標と書いていますが、やはりかなり高いハードルだと思います。地方の団体とうまく連携してシステムの運用に万全を期してほしい、迅速に運用できるように調整してほしいと思います。先ほどの星印の関係で言えば、関係省庁との連携、特に財務省、国税庁、総務省は特に強く連携し、他の省庁にも呼びかける形で進めていただきたいと思います。

3点目は、財務省資料の11ページ、「雇用的自営等の推移等」のグラフです。これは時間的な制約もあり、2010年の状況が書いてありますが、やはり常識的に考えて、この7年ぐらいに非常にこういった働き方が増えていたに違いないわけでありまして、これは過去の数字であって、現状はもっと進んでいるという認識が必要なのだと思いますし、職種も色々な形でもっと増えている可能性が高い。そういった問題意識で雇用的自営に対する税の捕捉、その他、取り組んでいく必要があると思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

3つほど意見、1つ質問させていただきます。

1つは、国と地方の税務の関係ですが、先ほどおっしゃられたように入力内容が重複するものは1つで済むとか、一元化をかなり図ってらっしゃると思います。この点、マイナポータルのお話をするときやワンストップ化のお話をときは社会保障との関連をよく議論されるのですが、やはり地方税も法人課税はかなり色々種類がありますので、できるだけ1つの作業で終わるような工夫を財務省と総務省にしていただければと思います。これが1点目です。

2点目は、前々回、前回話したことと関連するのですが、医療費控除について、これは制度としては前回、平成29年1月からデータをダウンロードして利用できるという話も伺ったのですが、よくよく聞くと、保険者が対応してくれないとできないというお話とのことだそうです。国家公務員共済は対応しないようなので、また今年も領収書の集計をしないといけないのですけれども、それはともかく、保険者の協力有無よりも、やはり義務化をしないと、組合によっては手続の面でバランスがとれなくなってくるのではないかと思います。この点も色々考えていただければと思います。

3点目は給与所得控除ですが、給与所得控除に関して、佐藤委員の意見書にも書いてありますが、やはり給与所得控除がどのような理屈で立てられているとか、歴史的にどういう理屈、背景でできたかというのをきちんと納税者の皆さんに説明いただ

いて、水平的公平性がきちんと保たれるようしっかり周知していただければ、改革自体は、それほど本当は難しくないのではないかと思います。これが意見です。

最後ですが、年金への課税について経済力のある高齢者という言葉がたくさん出てくるのですが、具体的にはどれ位の所得以上をイメージされているのでしょうか。ここにいらっしゃる委員の方の中で高額所得がある、経済力のある高齢者については多分イメージが違おうと思うのです。これについては国民的にある程度合意を作る必要があると思いますし、当然、働いている人と比べてどうこうという議論はあると思いますので、これについてももう少し具体的なお話、センシティブになるかもしれませんが、具体的なイメージがないと困るかなということです。

○中里会長

これはあくまでも定性的な表現ですので、定量的なことまでこの発言をなさった方がお考えになっていたかどうかは分からないのですが、これは誰が発言したのですか。

○土居委員

私が発言しました。

○中里会長

具体的なことは考えられていますか。

○土居委員

もちろん考えています。

○中里会長

では、土居委員、お願いします。

○土居委員

一言だけ事実として申し上げますと、例えば医療保険で現役並み所得という言葉があるわけです。決してその定義がいいかどうかは別として、少なくとも現役並み所得という計算をするときには、給与所得控除、公的年金等控除、実態に合わせて加味した上で計算して500万円位にその線が今、引かれていて、大体それが所得を稼いでいる高齢者の中で7パーセントとか6パーセント位の人数。そういう所得分布だということはあり得るわけです。少なくとも上位10パーセントの方はそういう話ですし、さらには介護保険では上位2割の所得に該当するとされる高齢者に対しては利用者負担を2割にするという話になっていますから、そういう線が少なくとも経済力のあるということで税制以外のところで、税制の仕組みで計算された所得に基づいて御負担をお願いしているのは事実だと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員

先ほど土居委員がおっしゃった不動産、土地情報の関係ですが、私も金融資産のみならず、やはり不動産、土地を名寄せして所得を補足し、例えば社会保障給付に役立てるとか、そういう制度が必要だろうと思います。どうやったら、そのあたりが我が国で実現するのか。どうも先ほど会長がおっしゃったように登記簿が真実の所有者をあらわすという構成になっていないので難しい。これからのものについてはマイナンバーと地理空間情報をうまく紐付けるとか、何か作れると思うのです。なかなか登記簿はこれまでの由来があるのでいじりにくいのです。土地自体が2億3,000万筆あるらしいのです。それにしても、マイナンバーと地理空間情報を紐付けた新しいシステムが、不明になっているものは脇に置いて、何か必要かなと思っています。

私の意見を簡単に申し上げますと、税務手続の電子化促進について、これは他のところにも書いてありますが、着地点をきちんと明確にして、一言で言うと完全100パーセントのペーパーレス化という着地点と、それに至る道筋、ここが非常に大事ですが、道筋を明らかにしてスピード感を持って進めていく。

懸念は、やはりマイナンバー制度が立ち上がりはしたけれども、社会インフラとして十分に定着していない。マイナンバーカードの普及にしても、マイナポータル、いずれにしても、十分定着していないというのが、今の段階である。今、一番優先するのは、マイナンバー制度の定着が非常に重要であり、これはもちろん、税務当局も努力してもらわなければいけませんし、政府全体として、税務当局以外のところも全体として取りかかる、最優先で取り組むことだと思います。ですから、特にマイナンバーで情報連携されて、先ほどの不動産もそうですけれども、所得情報がきちんと捕捉できる、社会保障給付に十分活かせるといったようなことを例えば医療だとか色々な場面でそれぞれのところが努力していくことで、マイナンバーの民間利用も促進させることもその中であっていいと思います。

さらに、この関係で先ほど川窪企画課長から地方税の共同納税のお話があって、平成31年10月からスタートということで、これはぜひ確実に実施していただきたい。そうすることで、企業の負担が相当軽減されて、色々な意味でまた役立つ実感につながると思いますので、確実にスタートさせていただきたい。

2つ目です。シェアリングエコノミーについてですが、前回もシェアリングがありましたけれども、私も大変このシェアリングエコノミーには期待感を持っており、もちろん、大都市での様々な活動、あるいはその利用のルール作りということはあると思いますが、特に地方の色々な課題解決にも十分活用できるものがこのシェアリングエコノミーだろうと思うのです。ただ、日本では緒についたばかりで、ここがシェアリングエコノミーをいろいろ使いこなしている国と現在のところは圧倒的に差があるのは事実であって、欧米では、ライドシェアあるいは民泊など相当先行して進んでいます。特に今、急速に中国のライドシェアなどは伸びてきていますが、それによって経済規模は拡大しているし、それに対する適正な課税といったようなことが視野に入っ

てきますが、我が国の場合には、まだまだどう日本でこれが普及していくのかという姿がまだ見えません。いずれシェアリングエコノミーと従来のサービスとの、イコールドフットイングだとか、あるいはプラットフォームに対しての課税が当然あり得るのだらうと思います。

外国の有名なシェアリングエコノミーのプラットフォームは色々ありますけれども、そういうプラットフォームに対しての例えば保険関係はどうするかとか課税関係はどうするかとか、これから色々なことが課題に上がってくると思います。それは今後の課題で、いずれにしても、今の段階はむしろ普及促進を図るということで、その上で実態をよく見て、その次の議論をスタートさせていくものとしてシェアリングエコノミーを捉えているということを申し上げたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

私は1点ですけれども、ちょうど今、増田委員がおっしゃいましたシェアリングエコノミーのことですが、普及促進は地域の生活を支えるものにもつながり得るもので、重要なことだと思います。一方で、伝統的な産業とは異なるスピードで大きくなっていく可能性のあるものですので、これは増田委員もおっしゃったところではありますが、プラットフォームそれ自体に課税していくとか、あとはプラットフォームと連携しながら、そこで取引をしている個人であったり事業者であったりの情報を捉えていくことは必要ではないかと思います。育成するという意味におきましては、規制改革というものもあわせて検討してはどうかと考えております。

それと、「微細な取引」については総14-2の8ページにも書かれていますが、そのあたりは効率的な水準での割り切りを考えてはどうかと思います。規模が大きくなっていったときに、もともとあった事業者とのイコールドフットイングの問題が後から大きくなってくることがないように、その育成の状況、育っていく状況も見ながら、適切な段階で適切な税を打っていけるとよろしいかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

私も、今、増田委員、秋池特別委員から発言が出たシェアリングエコノミー等について、少し手続の点から意見を申し上げたいと思います。

今日の財務省資料の8ページに「経済社会のICT化を踏まえた所得把握のあり方」という項目が出ていまして、事務局からこの点のお話はなかったかもしれませんが、私としては、例えばデジタルエコノミーに対する対応といったことで、狭く特定

はせずに、もう少し広く骨太の議論を展開していく方がいいのではないかと考えています。

例えば国税通則法という法律に基づいて調査や申告あるいは処分などが行われていますけれども、この調査手続の規定を見ると、例えば所得税については国税通則法74条の2第1項第1号ハが、いわゆる第三者調査と言われる規定として、納税義務があると認められる者等に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者というような形で第三者調査が規定されています。ここには「物品の給付」と書いてあって、役務の提供とは書いていません。これについては、例えば権威ある租税法の教科書である金子宏先生の教科書も調べてみましたが、やはり「たとえば仕入先または販売先の業者や銀行」というように書いてあって、役務の提供をする者をこの対象にするというように明確には書かれておりません。ここは解釈による何らかの対応があるのかもしれませんが、やはり国税通則法を改正してデジタルエコノミーにも対応していくことが必要ではないかと思われまます。

この春に外国調査を行い、その中でも第三者調査の問題は一つの焦点でありました。フランス、イギリスに行った委員の方からは、フランスのコミュニケーションの調査権限の報告がありましたし、アメリカ、カナダに行った沼尾委員と私からはサモンズについて報告させていただきました。こういった調査をどう行っていくかについて、これは単に今、言った規定を変えたらいいというだけの話ではなく、もう少し広く現在の調査権限をどう考えるかを検討すべきであり、実調率が下がっているといったお話は繰り返しここでもされていますので、そういった点も含めて調査手続を通則法レベルで見直した方がいいのではないかと考えております。

さらに、アメリカの調査では、前回、沼尾委員から情報の取り扱いについての説明があったと思いますが、内国歳入庁が取得した個人情報等をどのように保護し、それを管理し、他省庁とシェアするかということについては、内国歳入法典の6103条という規定でしっかりと規律をしています。現在の電子申告等における情報を財務省及び国税庁がどのくらいコントロールできるかという問題については、他省庁との関係があっても色々難しいかもしれませんが、やはり税情報に関しては通則法で基本的な規定を置くことも考えていいのかもしれない。

あとは、これはそのときにナッジという英語の単語を申し上げて、これはカフェテリアに健康的な食品から最初に並べたらそういうものをとっていく人が多いし、ジャンクフードから並べたらジャンクフードからとっていく人が多いというような話をしたかと思うのですが、今の国税通則法の規定あるいは所得税法も法人税法もそうなのですが、申告書と書いてあって、書面を原則として規定されているということがあります。もちろん、これは行政オンライン化法という法律があって、法令上の対応ができていますけれども、国税通則法をもしある程度見直すのであれば、そういったところの表現も考えてもいいかと思われまます。いずれに

しても、法技術的なレベルでの議論を少し進めた方がいいように考えます。

あとは、これは実体法上の問題ですけれども、合計所得金額の計算の前と後との整理、すなわち、給与所得控除や公的年金等控除という合計所得金額を算出する前の控除と、基礎控除や社会保険料控除という合計所得金額算出後の控除を、整理してはどうかというお話がありました。確かに理論的に正しい議論を詰めていくという方向も大切ですが、他方で、納税者目線、一人一人の国民の目線からいくと、総所得金額に紐付けられた様々な公的負担が連動する可能性があって、そのこのところをどう考えるかという問題があり、これも私たちは忘れてはいけないような感じがします。このことについては、第13回の総務省説明資料である総13-3の一番最後に就学支援や児童扶養手当、公営住宅や保育料など色々なものがあげられており、それらは総所得金額に紐付けられているのですが、もし仮に給与所得控除をぐっと縮めて基礎控除をぐっと増やすといったことを行ったとすると、課税最低限は同じであっても総所得金額は変わることになりますので、それでもいいかどうかという問題があります。また、もう一つは、こういった様々な公的給付について、そもそもなぜ総所得金額を基準とするのかということもあります。そういうことで、このような問題があるという指摘をさせていただきます。

○中里会長

細やかな御指摘、ありがとうございました。

翁委員、お願いします。

○翁委員

3点申し上げたいのですけれども、電子化につきましては、このような形で大まかなイメージを出していただき、とにかく紙を無くしていく。そして、中小企業や個人事業主まで含めて全体として生産性を上げていくという中でぜひ進めていただきたいと思います。そういった中で、やはり普及の段階においては、電子申告のインセンティブを色々考えていくことは必要なことではないかと思っております。

2点目ですが、先ほど御指摘もありましたが、やはりマイナンバーカードをいかに普及させていくかが非常に重要であり、そして、マイナポータルを将来と言わず、早い段階で使えて、総14-2の13ページにありました税務手続がワンストップでできるような、そうした体制をいかにつくっていくかが非常に重要だと思っております。マイナンバーカードをより普及させていくということに関しても、これは税務当局だけではないのですけれども、政府全体としてインセンティブをどうつけていくか、使えるようにしていくサポートをどうしていくかを考えていく必要があると思っております。

今日、この星印と二重丸でお示しになったのは、将来的にマイナポータルを活用した取組みというのが大体いつ位なのかということ是非常に重要だと思っております。このタイムスケジュールを見せていただくことが、例えば先ほど保険者の医療費の通知

データもすぐに始まるという、おそらく始められるところはもうウェブサイトを用意して始められるのだらうと思いますが、今からやろうと思っている保険者の人たちにとって、マイナポータルですぐに見られるようになるのでしょうかというように思ったときには、予見可能性がないので、どういうタイムスケジュールでこういったものが進むのかが分からないと、どういう投資をするのかという決断ができなかったりする可能性があるのではないかと。また、それがうまくスムーズに二重にならないような形で進めるためにも、できるだけ将来につきましても、タイムスケジュールを示していただくことがとても大事なのではないかと感じました。

最後ですけれども、税額控除など所得税についてですが、佐藤委員の意見書にも書いてありますが、人的控除の控除方式のあり方につきまして、色々な議論があったと存じますが、やはり所得再分配機能をしっかり回復していく、簡素化という観点からは税額控除を基本に考えていくことが必要ではないかと私自身は思っております。

また、公的年金等控除や退職所得控除につきましても、色々意見も出ておりますけれども、これにつきましても指摘されているとおりでして、経済力のある高齢者の問題や、また転職に不利にならないという観点から以前から指摘されていることですので、公的年金等控除、退職所得控除をどう見直していくかという具体的な議論が必要ではないかと感じております。

○中里会長

ありがとうございます。

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

まず「税務手続の電子化」ですが、工程表を作っていただきまして、思ったよりかなり頑張って早く取り組まれるという印象を持ちましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。年末調整等、やはり手で入力するというのは人為的なミスがどうしても生じますので、ぜひ保険料等も電子的なやりとりができればと思っております。

いずれにしても、これは納税者の利便と行政効率、両方がともに達せられるというところに意味があるので、例えば、医療費控除においても、いわゆる普通の健康保険が適用されているのはうまくデータが来ると思うのですが、それ以外の交通費とか自由診療とか、保険適用の診療費以外で医療費控除の対象となっているものについてどうしていくかという問題はあろうかと思ひます。そのときに、電子化というのは技術的に電子化するにすぎないものなので、本体の議論というのは別にしなければなりません。今回電子化をしたので、そのついでに証明しにくい医療費控除の分はもうできないことにしましょうという、ただそれがすっと通ってしまうのは良くないので、もちろん行政効率の観点から最終的にそういう結論もありうると思ひますが、議論は必要で、本体部分の議論をして、技術的な面、行政効率を考えるべきではないかと思ひます。

総務省のお話についてですが、これはやはり自治体の自らの税なので、なかなか難しいところだと思いますが、効率的に徴税コストをできるだけ減少させていくのはどの自治体にも大事なことだと思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

もう一点、給与所得控除についてですが、働き方が変われば当然今までの分類には当てはまらなくなるというのは私もよく分かります。雇用的自営という問題、土居委員からも意見がありましたように、ぜひ実際の所得で控除をどうしているのかという実態が分かれば、給与所得控除をもらっている人との差が明確になるとと思いますので、その実態がデータとして欲しいと思います。

その上で、事業所得と給与所得の分類ですが、雇用的自営の点はよく分かりますが、いわゆる古典的な事業所得、農業であるとか漁業であるとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、その全体を見た上でどうするかという視点はやはり要ると思います。そうすると、サラリーマンの場合の給与所得控除は、経費であるということで説明する方向は私もそうだろうと思いますが、今、申し上げました古典的な自営業の方との比較で、源泉徴収による捕捉率の不公平感がまだあるとすれば、それが本当に無くなっているのかというあたり、給与所得控除の意義をもう一度、本当に経費の概算だけでよくなったかという実態を含めて明確にした上で議論しないと、サラリーマン増税であるという批判も出てくると思います。実態を踏まえた議論が必要だと思います。

○中里会長

十分慎重にやっていきましょう。ありがとうございます。

税務手続の電子化や個人所得課税のあり方について、今日の総会における議論も含めまして、委員の皆様のご協力により、多くの御意見、そして貴重な御指摘等をいただき、大変精力的な議論を行うことができたと思っています。そうした御議論を通じて、現在の課題や今後に向けた方向性などについて、大方、認識の共有ができたのではないかと考えています。

そこで、これは御提案ですが、次回の総会は、これまでの「税務手続の電子化」や「個人所得課税のあり方」といった点についての議論を踏まえまして、その取りまとめに向けた議論を委員の皆様と行っていければと考えています。

つきましては、次回の総会は取りまとめに向けた様々な議論を自由闊達に行っていくことが重要であると考えますので、これは取りまとめの際の慣例になっておりますが、それに倣いまして非公開の起草会合のような形式で開催をさせていただければと思いますが、皆様、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、次回の会議は起草会合の形式で開催をさせていただきます。

次回の詳細につきましては、事務局から改めて御連絡をいたします。
本日の会議の内容につきましても、この後の記者会見で御紹介したいと思います。
お忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございました。

〔閉会〕